

非常通信と非常通信協議会

1 非常通信とは

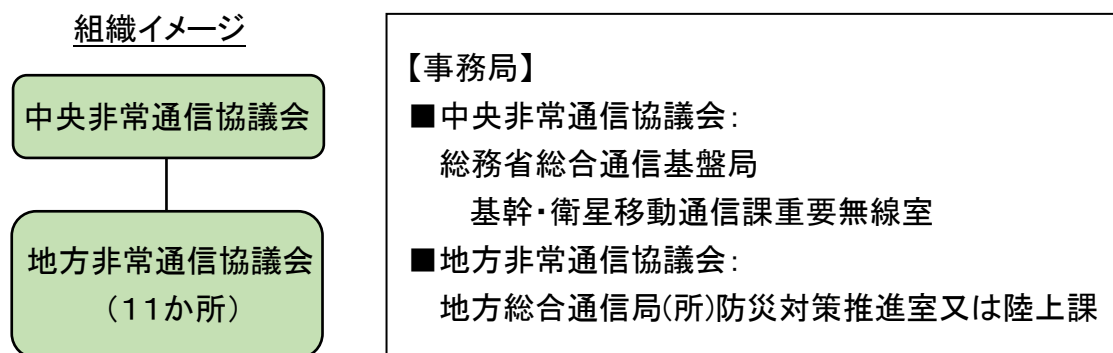
地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる重要な通信です。

電波法第74条第1項の規定により、総務大臣は非常通信を無線局に行わせることができます。

2 非常通信協議会とは

非常通信の円滑な実施を確保することを目的に、昭和26年7月に設立しました。その後、昭和40年6月の電波法改正により、第74条の2の規定（非常の場合の通信体制の整備）が追加され、非常通信協議会は総務省が中心となり国、地方公共団体、電気通信事業者、放送事業者等の防災関係機関で構成する協議機関として位置付けられました。

そして平成7年には、無線設備のみならず有線設備も対象となりました。



3 東北地方非常通信協議会とは

(1) 東北地方における非常通信の円滑な実施を確保することを目的として、昭和26年8月に設立され、国、地方公共団体、電気通信事業者、放送事業者、電力会社等の無線局開設者や非常通信と関係の深い機関で構成されています。

（令和7年4月1日現在、331構成員）

(2) 協議会では、非常通信訓練、非常通信ルートの見直し、非常時における通信確保のための通信体制・通信施設の総点検等を行っています。

また、非常通信の実施や協議会の運営等に多大な功績のあった団体・個人を表彰しています。